

## 伊豆市インバウンド推進プロジェクトチーム規約

制定 平成22年5月14日  
改正 平成22年7月12日  
改正 平成23年2月14日  
改正 平成24年5月31日  
改正 平成26年7月18日  
改正 平成28年6月13日  
改正 令和元年6月12日

### (設置)

第1条 外国人観光客の受け入れ体制の整備等を促進することにより、伊豆の観光資源を活かした魅力ある国際観光地を目指し、伊豆市への外国人観光客の誘致を推進することを目的として、伊豆市インバウンド推進プロジェクトチーム（以下「IIP」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 IIPの所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 来訪外国人観光客の誘客活動の実施に関すること。
- (2) 多言語の観光情報の発信及び観光案内に関すること。
- (3) 観光関連施設における多言語での接遇体制の整備に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、外国人観光客の誘致に関すること

### (組織及びリーダー等の選出)

第3条 IIPは、プロジェクトリーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織する。

- 2 メンバーは、第5条の加入条件を満たす個人又は団体（団体名をもって参加するその構成員をいう。）から公募し、任期は2年とする。
- 3 プロジェクトリーダーはメンバーのうちから推薦により1人選出し、サブリーダーはメンバーのうちからプロジェクトリーダーの推薦により1人選出し、その任期はそれぞれ2年とする。
- 4 プロジェクトリーダー又はサブリーダーが、任期の途中で欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (プロジェクトリーダー及びサブリーダーの職務)

第4条 プロジェクトリーダーは、IIPを代表し、会務を統括する。

- 2 サブリーダーは、プロジェクトリーダーを補佐し、プロジェクトリーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

### (加入条件)

第5条 IIPに加入する者は、次に掲げる資格を満たさなければならない。

- (1) 伊豆市の発展と観光産業の振興を常に考え、社会奉仕の精神に富むもの
  - (2) このプロジェクトの事業を利用して、個人のための利益を求めようとしないもの
  - (3) 集团的又は暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になることを行わないもの
  - (4) 第7条に規定する会費を納期内に納付すること
- 2 プロジェクトリーダーは、第3条の規定により選任されたメンバーが、前項の加入条件に欠けた場合は、会議の審議により退会させることができる。

### (賛助メンバー)

第6条 IIPに賛助メンバーを置くことができる。

- 2 賛助メンバーは、IIPの趣旨に賛同しIIPに寄付を行ったものをいう。
- 3 賛助メンバーは、毎年更新登録をするものとする。
- 4 IIPにアドバイザーを置くことができる。
- 5 アドバイザーの任期、会費は特に定めず、必要により会議で決定する。

### (会費)

第7条 IIPのメンバー及び賛助メンバーは、別に規定する納期限までに次の会費を納めなければならない。

- (1) メンバー 年間 24,000円（ただし、1施設、1団体、1家族を1メンバーとみなす）
- (2) 賛助メンバー 3,000円以上  
（会議）

第8条 IIP会議（以下「会議」という。）は、必要に応じてプロジェクトリーダーが招集し、その議長となる。

2 会議は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画
- (2) 事業報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プロジェクトリーダーが必要と認める事項

3 次に掲げる事項については、会議の議決によらなければならない。

- (1) 規約の改廃
- (2) 第5条第2項の退会の同意
- (3) 前2号に掲げるもののほか、プロジェクトリーダーが必要と認める事項

4 会議は、メンバーの組織者で構成し、その過半数が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席メンバーの過半数で決し、可否同数のときは、プロジェクトリーダーの決するところによる。

6 プロジェクトリーダーは、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

7 賛助メンバーは、会議への出席はできない。ただし、プロジェクトリーダーが特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（活動）

第9条 IIPの活動は、次のとおりとする。

- (1) 情報発信
- (2) おもてなし
- (3) 海外プロモーション
- (4) 受入環境整備
- (5) 前各号に定めるもののほか、プロジェクトリーダーが必要と認める活動

（財源）

第10条 IIPの運営に要する経費の財源は、会費、補助金、委託料、寄付金その他IIPの事業収入をもって充てる。

（監査）

第11条 IIPに監事を2名おく。監事は、チームメンバーよりリーダーが選任する。

2 監査は、IIPの会計処理について監査し、会議において監査の結果を報告する。

（事業年度）

第12条 IIPの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（庶務）

第13条 IIPの庶務は、（一社）伊豆市産業振興協議会において処理する。

（その他）

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、プロジェクトリーダーが会議に諮って別に定める。

附 則

この規約は、平成22年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年2月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年7月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年6月12日から施行する。